

仕 様 書

下水道工事の施工については、下記の条件を厳守のうえ施工いたしますので承諾くださるようお願いいたします。法令に違反したり条項不履行の場合はその責任を負うことについて異存ございません。

記

- ① 工事の施工に際しては、着工前に泉大津市に連絡するとともに必要に応じ工事の施工方法及び構造その他詳細についての打合せを行い、その指示監督を受け工事施工します。工事完了に際して、完成届を提出し泉大津市長の完成検査を受けます。
- ② 工事の施工に際しては、一般交通に支障のないように特に留意施工し、柵や道路標識等を設置し交通安全を期します。
- ③ 下水道の構造物その他に損傷を与えた場合は、泉大津市長に届け出てその指示を受け、申請者自費をもって原形に復旧します。
- ④ 工事の施工に際して道路管理者等関係機関への許可手続きは事前に行います。
- ⑤ 取付管は、硬質塩化ビニール管（ゴム輪付）、最小管径はφ 1 5 0 mm以上を使用します。勾配は 1 5 ‰をこえるものとします。
- ⑥ 下水道本管との取付部は、取付管が硬質塩化ビニール管の場合は支管を使用し、ヒューム管又は厚焼陶管の場合はモルタル仕上げとします。
- ⑦ 汚水枳は、泉大津市指定品を使用します。枳の底部は、汚水枍はインバート仕上げとし、雨水枍は泥だめを設けます。
- ⑧ 既設公共枍並びに取付管を撤去する場合は、本管取付部の支管を切断のうえキャップ止めを行い、コーキング材を塗布します。